

## 令和4年度宮崎県エイズ予防・検査普及キャンペーン事業 企画・運營業務委託仕様書

### 1. 目的

エイズ予防・検査普及キャンペーン事業は、年間1,000件以上の新規報告が続いているエイズの予防を推進するとともに、まん延防止を図ることを目的としている。

HIV感染者およびエイズ患者は、若年層から中高年層まで幅広く、そのうち約70%を男性同性間性的接触によるHIV感染が占める。このため、若年層から中高年層に広くエイズに関する知識を普及するとともに、個別施策層であるMSM（男性間で性的接触を行う者）を対象に、より効果的なエイズ予防の普及啓発が必要である。

また、近年、治療等の普及によりHIVに感染していても延命が可能となっており、検査による早期診断がその個人の早期治療及び社会においては感染の拡大防止につながるため、検査普及の啓発も必要である。

更に、近年HIV感染のリスクとなる性感染症の罹患数が全国的に増加傾向となっており、性感染症に関する正しい知識の普及啓発の必要性も高まっている。

### 2. 内容

県内の若年層から中高年層までの幅広い年齢層と個別施策層を対象に、イベント（イベント広告も含む）やメディア等を活用した、エイズとそのリスクとなる性感染症の正しい知識と感染予防についての効果的な普及啓発及びエイズ検査・性感染症検査の重要性についての啓発の企画並びに運営一式

- ・世界エイズデー（12月1日）に合わせたイベント等を含めること。
- ・目的に沿った広報効果、教育効果及び集客力の高い内容であること。
- ・企画及び運営に当たっては、別添「エイズに関する普及啓発における留意事項」に基づいた内容とすること。
- ・費用対効果、法令遵守、個人情報の保護等に配慮すること。

### 3. 委託期間

契約の日から令和5年1月31日まで

※事業実施については、契約の日から令和4年12月31日まで

### 4. 実績報告書

受託者は、業務完了後直ちに、実績報告書（収支決算書類を含む）を委託者に提出して承認を得ること。

### 5. その他

- (1) 成果物についての権利は、県に帰属する。
- (2) 業務実施にあたっては、県と十分に連絡を取りながら行う。
- (3) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、別途協議する。

(別添)

## エイズ広報を行う場合の留意事項（不適切な表現等）

患者・感染者を傷つけたり、差別や偏見を助長するような表現は避ける

- (1) エイズ撲滅、エイズ抑圧、エイズ根絶  
「エイズ克服」「エイズまん延の防止」「エイズストップ」「患者・感染者に対する差別と偏見の解消」という表現が望ましい。
- (2) エイズをたたきのめす、やっつける  
患者・感染者を排除しようとするイメージを与えるため避ける。
- (3) エイズ汚染、エイズ禍、ウイルスをまき散らす  
患者・感染者が社会を汚しているというイメージを与えるため避ける。
- (4) 理性ある行動をとるべき、節度ある行動をとるべき  
患者・感染者は理性や節度がないというイメージを与えるため避ける。
- (5) ハイリスクの人、エイズ多発国の人、エイズ先進国  
危険なのは人ではなく、ハイリスクな行動。
- (6) （発病すれば）必ず（100%）死ぬ  
死は誰に対しても等しく起きる現象であり、エイズ特有のものではない。  
（エイズ＝死という概念そのものが誤り。）  
また、最近では治療方法・治療薬の向上等により慢性疾患的な意味合いも強い。
- (7) エイズの恐怖・魔の手、忍び寄るエイズ  
いたずらに恐怖心をあおる表現は避ける。
- (8) ホモ（正確にはホモセクシュアル）  
蔑称として使われることが多いため避ける。  
男性同性愛者又はゲイであれば適切。
- (9) レズ  
蔑称として使われることが多いため避ける。  
女性同性愛者またはレズビアンであれば適切。